

令和 7 年度 海南文化館大会議室他空調設備改修工事

図面番号	図 面 名	図面番号	図 面 名	図面番号	図 面 名
A-01	特記仕様書	C-01	機械設備工事 特記仕様書		
A-02	付近見取図、配置図	C-02	空調設備 機器表		
A-03	既設 1 階平面図	C-03	空調設備 既設 1 階平面図		
A-04	既設 3 階平面図	C-04	空調設備 改修 1 階平面図		
		C-05	空調設備 既設 3 階平面図		
		C-06	空調設備 改修 3 階平面図		
		C-07	空調設備 各参考図		
		C-08	電気設備 1 階平面図		
		C-09	電気設備 既設 3 階平面図		
		C-10	電気設備 改修 3 階平面図		

〇〇 特記仕様書のお取扱いについて

- 1 項目は、項目番号に○印をつけたものを適用する。
- 2 細目は、○印をつけた物を適用する。
- 3 その他記載事項は、() 内に記載する。
- 4 製造会社、施工会社指定については、後載のメーカーリストにあるものとし、同等品以上と読み替えることも可能である。但し、その採用並びに使用にあたっては、係員の承認を受けるものとする。

01 一般共通事項

- | ① 適用範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ・本特記仕様書は、各標準仕様書（公共建築協会編集）を補足するものであり、各工事においては、各標準仕様書（公共建築協会編集）の記載事項を参照すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|-----------|-------------|------|----|------------|----|-----|---------|----------|----|---------|-----------|------------------|---|---|-----|-----------|---|---|-------------|------------|---|---|--|----------|---|---|--|------------|---|--------|------|------------|---|-----------|------------|-----------|---|------|--|-------------|---|---|--|------------|---|---|--|-------------|---|---|---------|-------------|---|----------|--|-----------|---|-----|--|-------------|---|---|--|-----------|------|----------|------------|------------|---|---|------|-----------|----|-----|--|----------|---|---|--|---------|---|---|-----------|
| ② 疑義 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事の設計図書における質疑は、工事契約前に、質疑書をもって確かめておくものとする。 ・設計図書に記載なくとも、外観上、構造上、設置上当然必要と認められるものは、係員の指示に従い、請負金額の範囲内において施工するものとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 優先順位 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事の設計図書などの優先順位は、下記による。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 現場説明事項（質疑書を含む） 2. 特記仕様書 3. 各設計図 4. 公共建築改修工事標準仕様書（令和4年度版）『以下改修仕様』 5. 公共建築工事標準仕様書（令和4年度版）『以下標準仕様』 6. 公共規格及びこれに準ずる規格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ 施工条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・改修建物は、施設を使用しながらの工事となる為、施設利用及び施設業務等に支障を及ぼさないように十分配慮すること。 ・工事車両などの搬入及び荷揚機による荷揚げ時は、必要に応じて作業員を配置し、施設利用者の安全に注意すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 材料試験 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事に使用する材料のうち、係員により指示のあるものに関してはその成績表を提出し、又は係員の認める試験所で試験を行い、確認を受けなければならない。なお、試験に要する諸費用は、すべて請負業者の負担とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥ 提出図書 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事の施工に伴う提出図書は下記に定める他、必要に応じて係員と協議の上、作成するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出図書</th><th>部数</th><th>提出時期</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 工事請負契約書</td><td>1部</td><td>契約時</td><td>控えとなるもの</td></tr> <tr> <td>2. 工事工程表</td><td>2部</td><td>契約後速やかに</td><td>ネットワーク工程表</td></tr> <tr> <td>3. 現場代理人及び主任技術者届</td><td>〃</td><td>〃</td><td>経歴書</td></tr> <tr> <td>4. 協力業者名簿</td><td>〃</td><td>〃</td><td>1級施工管理建築士証明</td></tr> <tr> <td>5. メーカーリスト</td><td>〃</td><td>〃</td><td></td></tr> <tr> <td>6. 仮設計図書</td><td>〃</td><td>〃</td><td></td></tr> <tr> <td>7. 施工図、製作図</td><td>〃</td><td>実施15日前</td><td>各工事毎</td></tr> <tr> <td>8. 工事工程報告書</td><td>〃</td><td>1ヵ月毎、10日毎</td><td>工事進捗表、写真日報</td></tr> <tr> <td>9. 打合せ議事録</td><td>〃</td><td>その都度</td><td></td></tr> <tr> <td>10. 変更工事見積書</td><td>〃</td><td>〃</td><td></td></tr> <tr> <td>11. 出来高承認書</td><td>〃</td><td>〃</td><td></td></tr> <tr> <td>12. 官公署届出書類</td><td>〃</td><td>〃</td><td>EV確認申請等</td></tr> <tr> <td>13. 材料試験報告書</td><td>〃</td><td>試験後10日以内</td><td></td></tr> <tr> <td>14. 工事竣工届</td><td>〃</td><td>竣工時</td><td></td></tr> <tr> <td>15. 工事竣工引渡書</td><td>〃</td><td>〃</td><td></td></tr> <tr> <td>16. 工事竣工図</td><td>下記参照</td><td>竣工時より20日</td><td>CADデータ修正含む</td></tr> <tr> <td>17. 工事竣工写真</td><td>〃</td><td>〃</td><td>工事箇所</td></tr> <tr> <td>18. 工事保証書</td><td>1部</td><td>竣工時</td><td></td></tr> <tr> <td>19. 鍵リスト</td><td>〃</td><td>〃</td><td></td></tr> <tr> <td>20. その他</td><td>〃</td><td>〃</td><td>係員の指示するもの</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用製本は、A3版2部、A2版2つ折り製本2部提出する。 ・工事竣工図は、現場施工内容を反映したもので、A2版2つ折り製本2部A3版2部提出する。 ・工事竣工図は、建物引渡し後、現場施工と相違することが確認された場合再度竣工図を製本し提出すること。 ・竣工写真は、カラー撮影とすること。アルバムにて（2）部提出のこと。（電子データによる提出含む） ・完成図等は、設備工事特記仕様書の完成図等を参照のこと。 ・工事完成撮影は、専門家によるものとする。 | 提出図書 | 部数 | 提出時期 | 備考 | 1. 工事請負契約書 | 1部 | 契約時 | 控えとなるもの | 2. 工事工程表 | 2部 | 契約後速やかに | ネットワーク工程表 | 3. 現場代理人及び主任技術者届 | 〃 | 〃 | 経歴書 | 4. 協力業者名簿 | 〃 | 〃 | 1級施工管理建築士証明 | 5. メーカーリスト | 〃 | 〃 | | 6. 仮設計図書 | 〃 | 〃 | | 7. 施工図、製作図 | 〃 | 実施15日前 | 各工事毎 | 8. 工事工程報告書 | 〃 | 1ヵ月毎、10日毎 | 工事進捗表、写真日報 | 9. 打合せ議事録 | 〃 | その都度 | | 10. 変更工事見積書 | 〃 | 〃 | | 11. 出来高承認書 | 〃 | 〃 | | 12. 官公署届出書類 | 〃 | 〃 | EV確認申請等 | 13. 材料試験報告書 | 〃 | 試験後10日以内 | | 14. 工事竣工届 | 〃 | 竣工時 | | 15. 工事竣工引渡書 | 〃 | 〃 | | 16. 工事竣工図 | 下記参照 | 竣工時より20日 | CADデータ修正含む | 17. 工事竣工写真 | 〃 | 〃 | 工事箇所 | 18. 工事保証書 | 1部 | 竣工時 | | 19. 鍵リスト | 〃 | 〃 | | 20. その他 | 〃 | 〃 | 係員の指示するもの |
| 提出図書 | 部数 | 提出時期 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 工事請負契約書 | 1部 | 契約時 | 控えとなるもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 工事工程表 | 2部 | 契約後速やかに | ネットワーク工程表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 現場代理人及び主任技術者届 | 〃 | 〃 | 経歴書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 協力業者名簿 | 〃 | 〃 | 1級施工管理建築士証明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. メーカーリスト | 〃 | 〃 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. 仮設計図書 | 〃 | 〃 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7. 施工図、製作図 | 〃 | 実施15日前 | 各工事毎 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8. 工事工程報告書 | 〃 | 1ヵ月毎、10日毎 | 工事進捗表、写真日報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9. 打合せ議事録 | 〃 | その都度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10. 変更工事見積書 | 〃 | 〃 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11. 出来高承認書 | 〃 | 〃 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12. 官公署届出書類 | 〃 | 〃 | EV確認申請等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13. 材料試験報告書 | 〃 | 試験後10日以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14. 工事竣工届 | 〃 | 竣工時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15. 工事竣工引渡書 | 〃 | 〃 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16. 工事竣工図 | 下記参照 | 竣工時より20日 | CADデータ修正含む | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17. 工事竣工写真 | 〃 | 〃 | 工事箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18. 工事保証書 | 1部 | 竣工時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19. 鍵リスト | 〃 | 〃 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20. その他 | 〃 | 〃 | 係員の指示するもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦ 定例打合会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事の円滑な進行を計るため、係員の指示により、工事期間中定期的に各工事責任者を招集し、打合せを行うものとする。 ・請負者は、定例打合会議議事録をとり、その都度係員の承認を得るものとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- | | |
|------------|---|
| ⑧ 既設部分との取合 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 既設建物と今回工事の取合い部分その他で、ハツリ及び工事の都合などにより、破損損壊された箇所は、今回工事仕上及び、旧工事仕上同材にて完全に改修しなければならない。 ○ 敷地内にある舗装類及び埋設物、本工事に支障を及ぼすコンクリート基礎類の解体は、今回工事を含むものとする。 |
| ⑨ 清掃養生 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事期間中は常に、整理、整頓、養生を行い、引渡し時には美装ワックス掛けをおこなう。 |
| ⑩ 別途工事 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 別途工事についての工事工程ならびに、納まり等に関して、別途工事業者と密接に連絡し調整に当たらなければならない。 |
| ⑪ 工事保証 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約については、四会連合の契約書並びに約款による。 |
| ⑫ 設計図書 | <ul style="list-style-type: none"> ○ PDF及びCADデータ |
| ⑬ 諸官庁への手続き | <ul style="list-style-type: none"> ○ 全て請負業者側で行い、（確定申請書） その諸費用も含むこととする。 |
| ⑭ 保護設備 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本工事の施工にあたり、付近住民、隣接建物、工作物、通行人に対して損害を与えないように必要な保護設備を計画し、係員及び各関係の承認を得て実施する。万一損害を与えたときは、速やかに応急手当、復旧工事をし、これに要した費用は請負業者の負担とする。 ○ 建物引渡し前に全体の清掃を行い、公道の工事による破損部は完全に復旧する。 |
| ⑮ その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本工事施工に際しては、本工事場所が工事による騒音、振動などについて地域規制されている場合は、関係官庁及び監督員の指導に従う。 ○ 工事中に発生する産業廃棄物及び騒音等の処理は関係法令に基づき適正かつ円滑に処理すること ○ 本工事に関連し発生した近隣の問題及び苦情は、請負業者側に於いて処理する事。 ○ 使用建材は、F☆☆☆☆とする。 |
| 16 VOC測定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ パッシブ型採取機器を用いる
林林78号、トホロ、サリシ、スリシ、エフエフ・ベン |
| 17 交通整理員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 警備法令に基づく警備員とし、道路出入口に延べ 日間配置すること。 |

02 仮設工事

- | | |
|----------------|---|
| ① 仮囲い | <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造 ・ 鋼板製(成形鋼板) ・ その他 ・ 規 模 ・ 1.5M ・ 2.0M ・ 3.0M以上 ・ 範 囲 ・ 敷地周囲 |
| ② 現場事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 構 造 ・ プレハブ造 ・ その他(施設管理者と協議の上 業者にて設けること) ・ 規 模 ・ 10㎡内外 ・ 20㎡内外 ・ (㎡内外) ・ 備 品 机、椅子、書類及び図面棚、図板、定規、黒板、温湿度計、テストハンマー、ノギス、安全帽(来客用とも)、長靴、水平垂直器、ロッカー、その他() ・ 設 備 電灯、給排水、給湯設備、電話、冷蔵庫、消火器 エアコン、WC、コピー ・その他() ・ 上記にかかる諸費用は、いっさい請負者の負担とする。 |
| ③ 看 板 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事現場に掲示する看板は、大きさ、書体、仕上げ、取付位置などあらかじめ係員と協議する。諸官庁の許可表示版等を設置する。
なお、看板大きさは、必要最小限とする。 |
| ④ 工業用水等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力 利用できる(・有償 ・ 無償) ・ 利用できない。○ その他(協議) ・ 用水 利用できる(・有償 ・ 無償) ・ 利用できない。○ その他(協議) |
| ⑤ 障害物の処理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事前撤去(既存杭等の地中埋設物も含む) 移設を要するものは、本工事の範囲とする。 |
| ⑥ 設計GL | <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準G、Lの決定及び、K、B、M の設置は監理者の立ち合いのもとに行う。 |
| ⑦ 資材置場
工事車両 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 少々であれば、施設管理者との協議によるが、原則、用意していないので業者にて設けること。 |
| ⑧ 足場 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部足場：脚立足場 |
| ⑨ 揚重機費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ラフタークレーン 16 t |

03 土工事

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 根切り | ・ 工事着手前に施工設計図を提出し、係員と協議する。 |
| 2 | 埋戻し
盛土 | ・ 埋戻し : ・ 根切土使用 ・ その他
・ 盛土 : ・ 無 ・ 有 (・ 購入土使用 ・ 根切土使用) |
| 3 | 残土処分 | ・ 場外搬出 ・ 場内堆積 ・ 場内敷き出し ・ その他 |
| 4 | 排 水 | ・ 工事に支障を及ぼす雨水・わき水等は、適正な排水溝・集中枦
・ 排水ポンプ等を設置し、支障がないようにすること。 |

04 地業工事

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 杭地業 | ・ 既製杭地業 ・ 場所打コンクリート地業 ・ その他
・ 構造図による。
・ 載荷試験： ・ 不要 ・ 必要 3カ所 |
| 2 | 地盤改良 | ・ 構造図による。
・ 圧縮試験： ・ 不要 ・ 必要 3カ所
・ 深度コアボーリング試験： ・ 不要 ・ 必要 1カ所
・ 頭部コアボーリング試験： ・ 不要 ・ 必要 1カ所
・ 六価クロム溶出試験： ・ 不要 ・ 必要 |
| ③ | 割栗及び砂利地業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地業の種類： ・ 割栗 ・ 砕石 ○ 再生砕石 ・ その他 ○ 形状： 割栗石、砕石は硬質なものとし係員の承認を得たものとする。 ○ 工法： 割栗石は小端立てとし目潰しを行い（振動ローラー、ランマー）にて充分転圧すること。砕石も同様とする。 |

05 コンクリート工事

- ① 鉄筋コンクリート

2 無筋コンクリート

③ 型 枠

 - 材 料 : ○ 合板 (厚12mm) ・ 金属製型枠 ・ その他 ()
 - 工 法 : ・ ボルト式 ・ その他 ()
 - 剥 離 剤 : ・ 使用不可 ○ 使用可 ()
 - 存置機関 : ○ 国土交通省大臣官庁宮内庁宮繕部 監修
公共建築工事標準仕様書、6章6. 8. 4による。
・ 打放しコンクリートの増打ち厚さ : ・ 20mm ・ その他 (mm)
 - 木コン等による穴の仕上 : 打放し仕上げの場合、保水剤入りモルタル詰め
・ 打放し仕上げ部分の目地棒は、木製とする。

④ 試 験

 - コンクリートの圧縮強度試験は、第三者機関の試験所に於いて行うこと。
 - コンクリートの圧縮強度試験の「 α 」養生方法は、
4週 現場水中養生、 91日 現場封かん養生とする。
 - 塩化物量 : 0. 3kg/m³以下とする。
 - スランプ試験 : 許容差 スランプが8以上18以下は $\pm 2. 5$ 、21は $\pm 1. 5$ とする。
 - 空気量試験 : 所要空気量は4. 5% $\pm 1. 5$ %とする。

⑤ 運搬及び打込

 - コンクリート打ち込に先立って、設計、施工条件を充分考慮し、適切な施工計画書を作成し、係員の承認を受けるものとする。

06 鉄筋工事

- | | |
|-----------|---|
| ① 一般事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄筋の使用範囲は、図示による。 ○ 鉄筋の継手及び補強配筋については、標準仕様書の他に当協会発行の配筋基準図を優先する。 ○ 鉄筋の加工組立に際しては、必要に応じて鉄筋加工図を作成すること。 |
| ② 材 料 | <ul style="list-style-type: none"> ○ J I S規格品とし種別は、図示による。 |
| ③ 継 手 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 種別： ・ ガス圧接継手（ ・ 16φ以上 ・ 19φ以上 ）
 <ul style="list-style-type: none"> ○ 重ね継手 ・ アーク溶接継手 ・ その他 |
| ④ 鉄筋スペーサー | <ul style="list-style-type: none"> ○ 種別： ・ 金属製 ・ コングリト製 ・ 塩ビ製 ・ その他 |

09 防水工事

- 7 **7Sファルト 防水**

 - ・ 種別：標仕 表9.2.4 AI-1、表9.2.8 DI-1

2 **シート防水**

 - ・ 種別：標仕 表9.4.1 S-F1

③ **③ 塗膜防水**

 - 種別：改標仕 3.1.4 L4X工法 表3.6.1 X-2(密着工法)

4 **止 水 版**

 - ・ 地下土間スラブコンクリート、腰壁打継ぎ箇所止水板：塩ビ製 H150

5 **目地押え 伸縮目地**

 - ・ 目地材料：成形伸縮目地材 25×80

6 **責任保証**

 - ・ 工事請負者、施工会社及び材料メーカーは連盟で捺印の上、下記保証期間の保証書を3部係員に提出するものとし、事故が生じた場合は無償にて補修復旧を行うものとする。
 - ・ アスファルト防水 (10) 年間
 - ・ シート防水 (10) 年間 ・ その他
 - ・ 塗膜防水 (10) 年間

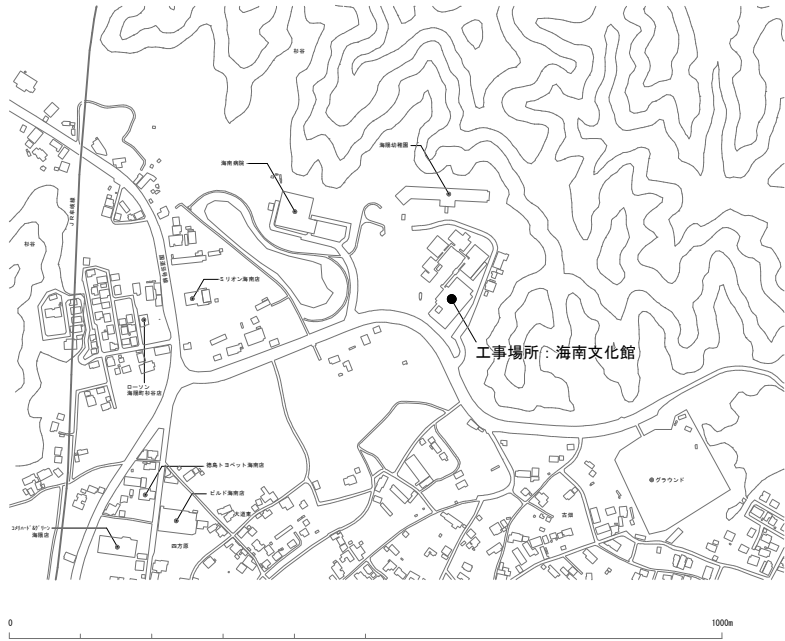
7 **7 シーリング 材**

 - ・ イ、ポリサルファイド系 ロ、ポリウレタン系 ハ、シリコン系 二、変成シリコン(MS-2)

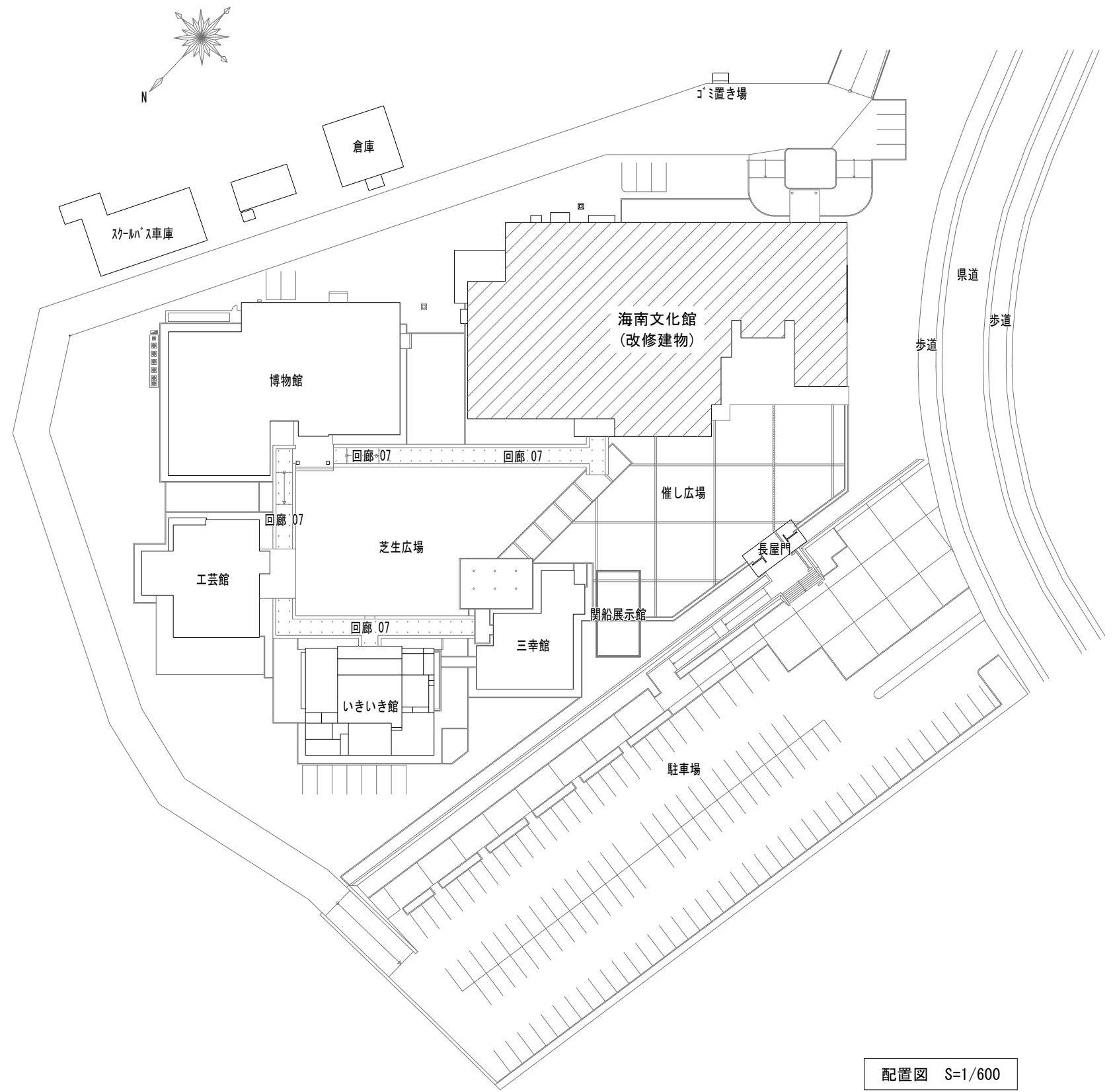
使 用 個 所	種 別
外 部 建 具 廻 り	・ イ ・ ロ ・ ハ ・ ニ
水 切 廻 り	・ イ ・ ロ ・ ハ ・ ニ
外 部 目 地	・ イ ・ ロ ・ ハ ・ ニ
その他()	・ イ ・ ロ ・ ハ ・ ニ

使 用 個 所	種 別
外 部 建 具 廻 り	・イ ・ロ ・ハ ・ニ
水 切 廻 り	・イ ・ロ ・ハ ・ニ
外 部 目 地	・イ ・ロ ・ハ ・ニ
その他()	・イ ・ロ ・ハ ・ニ

工事 名 称	令和7年度 海南文化館大会議室他空調設備改修工事	図 名	特記仕様書(1)			株式会社 西 田 設 計	1級建築士登録 第 284578 号 山 田 学					図 番
		縮 尺	NON	年 月	R7・8	〒770-0943 徳島市中昭和町2-23-2 TEL (088)654-7766(代)・FAX (088)654-7769						A-01

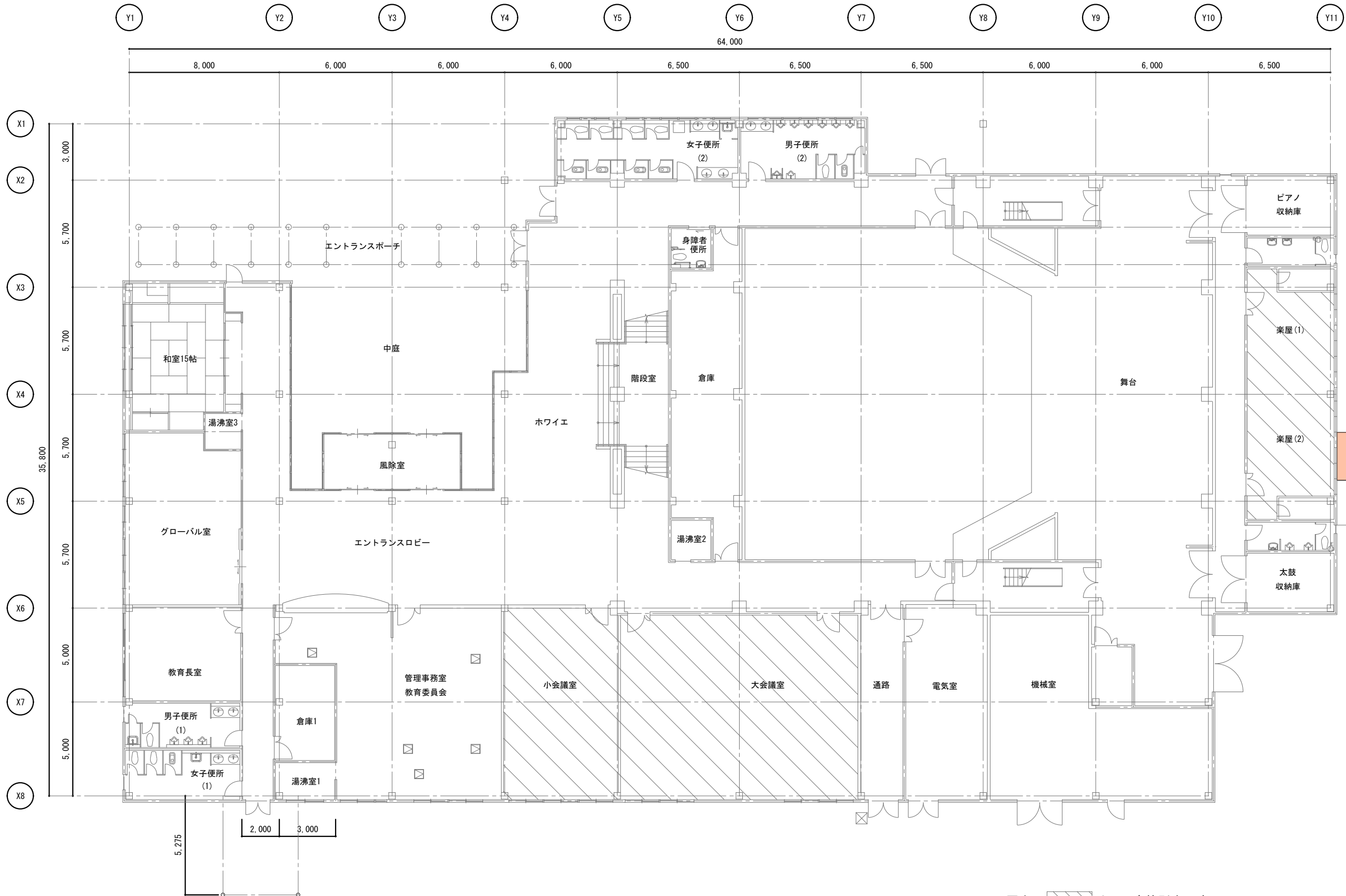


付近見取図

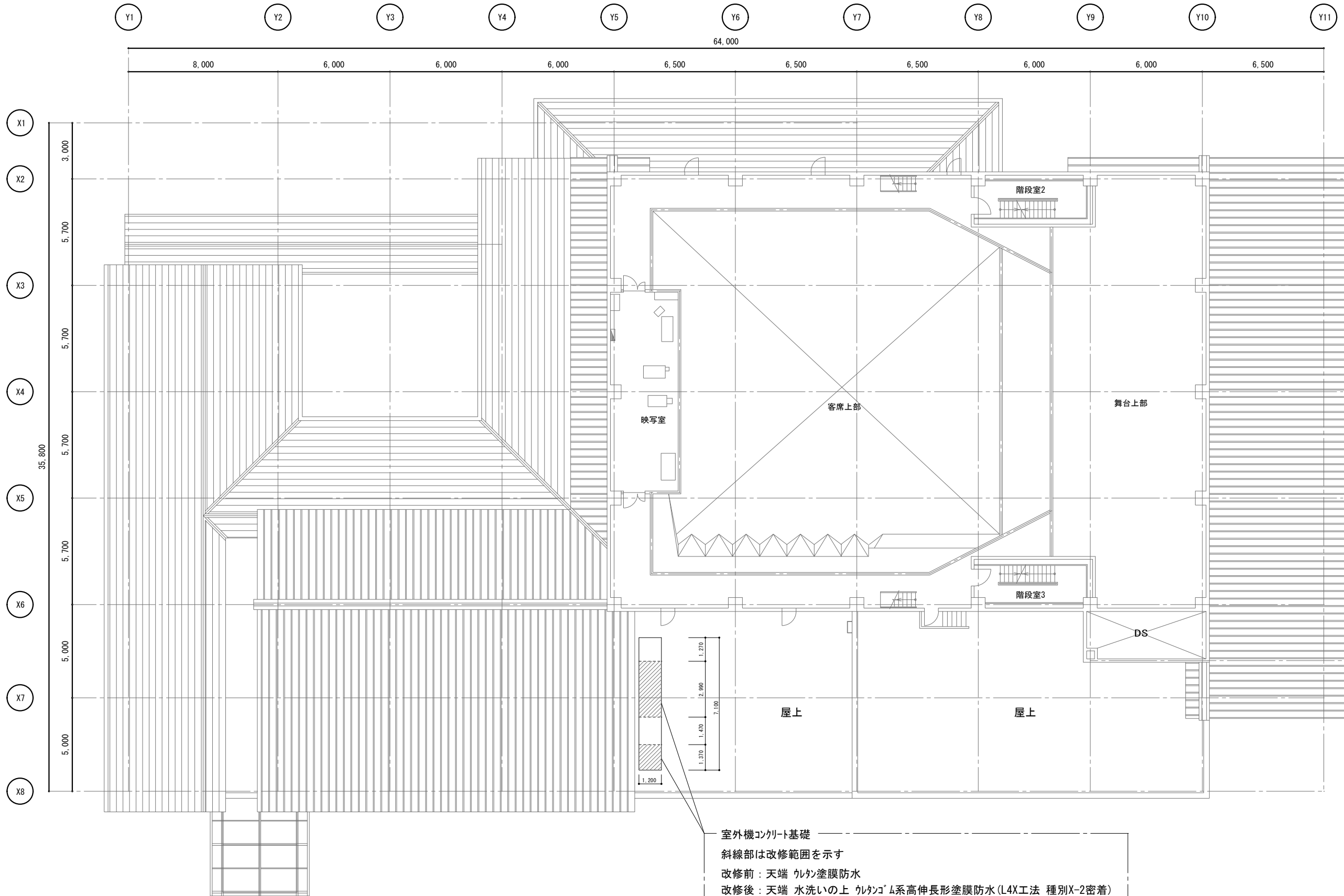
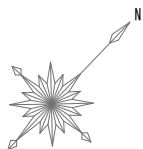


配置図 S=1/600

工事 名称	令和7年度 海南文化館大会議室他空調設備改修工事	図名	付近見取図、配置図			株式会社 西田設計		1級建築士登録 第284578号 山田学					図番
		縮尺	1/600 (A-2)	年月	R7・8	〒770-0941 徳島市中昭和町2-23-2 TEL (088) 654-7766 (代)・FAX (088) 654-7769							A-02



工 事 名 称	令 和 7 年 度 海南文化館大会議室他空調設備改修工事	図 名	既設 1 階平面図			株式会社 西 田 設 計	1 級建築士登録 第 284578 号 山 田 学					図 番
		縮 尺	1/150 (A-2)	年 月	R7・8	〒 770-0941 徳島市中昭和町 2-23-2 T E L (088) 654-7766 (代) ・ F A X (088) 654-7769						A-03



工事 名称	令和7年度 海南文化館大会議室他空調設備改修工事	図名	既設3階平面図			株式会社 西 田 設 計		1級建築士登録 第284578号 山田学					図番
		縮尺	1/150 (A-2)	年月	R7・8	〒770-0941 徳島市中昭和町2-23-2 TEL (088) 654-7766 (代) ・ FAX (088) 654-7769							A-04

機械設備工事仕様書

①. 工事種目

建物別及び屋外 工 事 種 目	工 事 種 別				
	海南文化館				
空 気 調 和 設 備	改修一式				
換 気 設 備					
排 煙 設 備					
自 動 制 御 設 備					
衛 生 器 具 設 備					
給 水 設 備					
排 水 設 備					
給 湯 設 備					
消 火 設 備					
ガ ス 設 備					
浄 化 槽 設 備					
撤 去 工 事	撤去一式				

②. 共通仕様
特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）」（ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）」）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和4年版）」による。なお、本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針（令和4年版）」を参考とする。

③. 特記仕様1（一般共通事項）

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は（標仕 <1>1.1.3）により行う。なお、（監理指針 <1>1.1.3）を参考とする。
- 工事写真はしゅん工、着工前、機材、施工状況の順に写真帳に整理し、提出する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」を参考とする。
- 完成図等
工事のしゅん工に際し、次の図書、資料を作成し、監督員と協議の上、提出する。
・竣工図の製本×3部（2折付、原図版） ・竣工図の電子データ（CD-R）×2部 ・保全に関する資料×1部
・工事写真：写真帳（着手前、竣工）×1部、電子データ×2部
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。（標仕 <1>1.2.2、<1>1.2.3）
品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。
また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。（標仕 <1>1.3.4、監理指針 <1>1.3.4）
使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料（製作図、試験成績書を含む）を監督員に提出する。（JISマーク等表示品を除く）（標仕 <1>1.4.2）
上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図面に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」（標仕 <1>1.1.8）による。
- 技能士の適用
技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
配管	配管	・ 建築配管作業
機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業

7. 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。

8. 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。

9. 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。（改修標仕 <2>4.1.3）
梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。

10. 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。

11. 他工事との取り合いは下表による。

工 事 項 目	建築	電気	衛生	空調	別途	備 考
はり貫通部のスリーブ		○	○	○		
同上補強	○					
壁・便器等の箱入れ		○	○	○		
同上補強	○					
天井埋込箇所の天井材の切込み	○					
同上補強	○					

12. 発生材の処理等は、「発生材の処理等」（標仕 <1>1.3.9）により行う。

- 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
- PCBを含む機器は、調査を添えて引き渡しとする。
- 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。

13. 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。

14. 耐震施工
「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成8年版）（建設大臣官房官庁営繕部監修）」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）」による。

(1) 本工事の建物分類は（・ 特定の施設 ○ 一般の施設）であり、地域係数は（○ 1.0 ・ 0.9）とする。

(2) 設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

（注）上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

重要機器（ ・ 防災機器 ・ 火気を使用する機器 ・ タンク類 ・ ）

(3) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

(4) 質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

15. 揮発性有機化合物を使用した材料の使用制限

(1) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

(2) 保温材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

④. 特記仕様2（特記事項）

- 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。（標仕 <2>2.6.1、<2>2.6.3）
- 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
- 管（排水管を除く）を屋外土中埋設する場合は管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、地中埋設表示（表示テープ及び埋設標）を行う。（標仕 <2>2.7.1、監理指針 <2>2.7.1）
- 排水管を屋外土中埋設する場合は、「標仕」の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遣り方にならぬ敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。（標仕 <2>2.7.1、監理指針 <2>2.7.1）
- スリーブ材料については、（標仕 <2>2.2.27、監理指針 <2>2.2.27）による。貫通部の処理については、（標仕 <2>2.8.1、標準図 施工I、監理指針 <2>2.8.1）による。なお、紙製仮枠を用いる場合は、変形防止の措置を講じる。
- 液化石油ガス設備は、液化石油ガス設備士により気密試験を行い試験成績書を提出する。
- 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものは JIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。ただし、特記部分は JIS-10Kとする。
- 保温工事種別について、原則グラスウール保温材とする。
- 給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分および消火管の屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
厨房排気ダクトについては、ロックウール保温材とする。
冷暖房する室（天井内を含む）に設置する全熱交換機の外気取入用ダクト及び排気用ダクトは保温（25mm厚）を行う。
耐火二層管は保温を行わない。
- 給水用配管で、ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。
- ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト、ナットはステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき製（HDZ35以上）とし、屋外及びビット内の配管、ダクトに使用する支持金物等についても同様とする。
- ダクトは図面特記部分以外は、低圧ダクトとする。
長辺の長さ1,500mm以下の長方形低圧ダクトの工法
（ ・ コーナーボルト工法 （ ・ 共板フランジ工法 ・ スライドオンフランジ工法 ） ・ アングルフランジ工法 ）
上記以外の長方形ダクト及び厨房排気ダクトは、アングルフランジ工法とする。
- 冷媒管に使用する断熱材被覆鋼管の断熱厚さは、液管は10mm以上、ガス管を20mm以上とする。
ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは、8mmとしてもよい。
- 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。
（ ・ ダクトスベース、パイプシャフト内 ・ ）
屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。
硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。
次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
（ ・ 一般居室、廊下等 ・ ）
亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種（JIS-K-5633）による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。
屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。

14. 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠ぺい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。（標仕 <2>2.9.1）

15. 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。（標仕 <1>1.7.4）

16. ユニット形浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後、製品検査を実施する。現地据付に際しては「据付検査要領」を提出する。

17. ユニット型浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし、製造者標準仕様品とする。「本体構造等」（標仕 <8>3.1.1）で準用する現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする。

18. 試運転調整にあたっては、（監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2）を参考とする。低圧屋内配線、弱電流電線については絶縁抵抗測定を行う。

⑤. 使用材料（管材）

	用 途	名 称	番 号	備 考
	冷水・温水・冷温水	配管用炭素鋼鋼管（白）	JIS G 3452	SGP
	〃	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA（管端防食継手）
	〃	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	SUS304
	〃	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
	冷却水	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA（管端防食継手）
	膨張・空気抜・補給水	配管用炭素鋼鋼管（白）	JIS G 3452	SGP
	〃	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA（管端防食継手）
	蒸気（往）	配管用炭素鋼鋼管（黒）	JIS G 3452	SGP
	蒸気（還）	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒 Sch 40）	JIS G 3454	STPG370
	油・油用通気	配管用炭素鋼鋼管（黒）	JIS G 3452	SGP
○	冷 媒	断熱材被覆鋼管	原管 JIS H 3300	
○	ドレン	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 又は6742	VP（30φ以下はJIS K 6742を使用してもよい）
	〃	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	〃	耐火二層管（内管VP）		

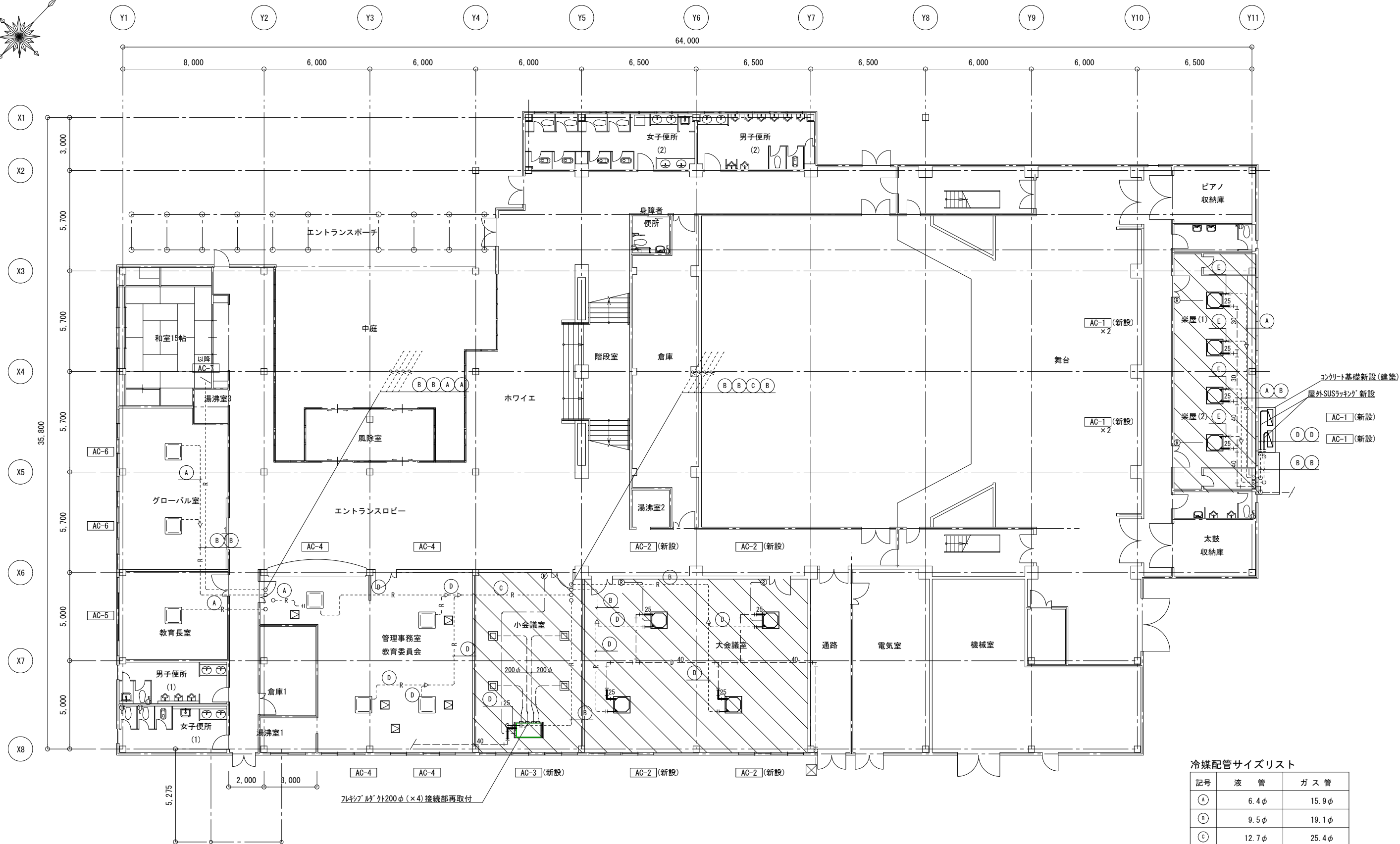
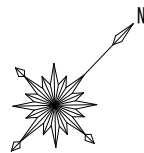
給 水	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
〃	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA（管端防食継手）
〃（地中埋設部）	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD（管端防食継手）
〃	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
〃	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
排水・通気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
〃	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
〃	耐火二層管（内管VP）		
排 水（衛生器具接続部）	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
〃（屋外）			
〃	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	AS 62	RS-VU
給 湯	鋼管（タイプ）	JIS H 3300	
〃	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA（管端防食継手）
〃（地中埋設部）	保温付被覆鋼管	原管 JIS H 3300	
〃（コンクリート埋設部）	被覆鋼管		
消 火	配管用炭素鋼鋼管（白）	JIS G 3452	SGP
〃（地中埋設部）	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
ガ ス	配管用炭素鋼鋼管（白）	JIS G 3452	SGP
〃（地中埋設部）	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（黒）		
	ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	
油	配管用炭素鋼鋼管（黒）	JIS G 3452	SGP

⑥. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
(2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

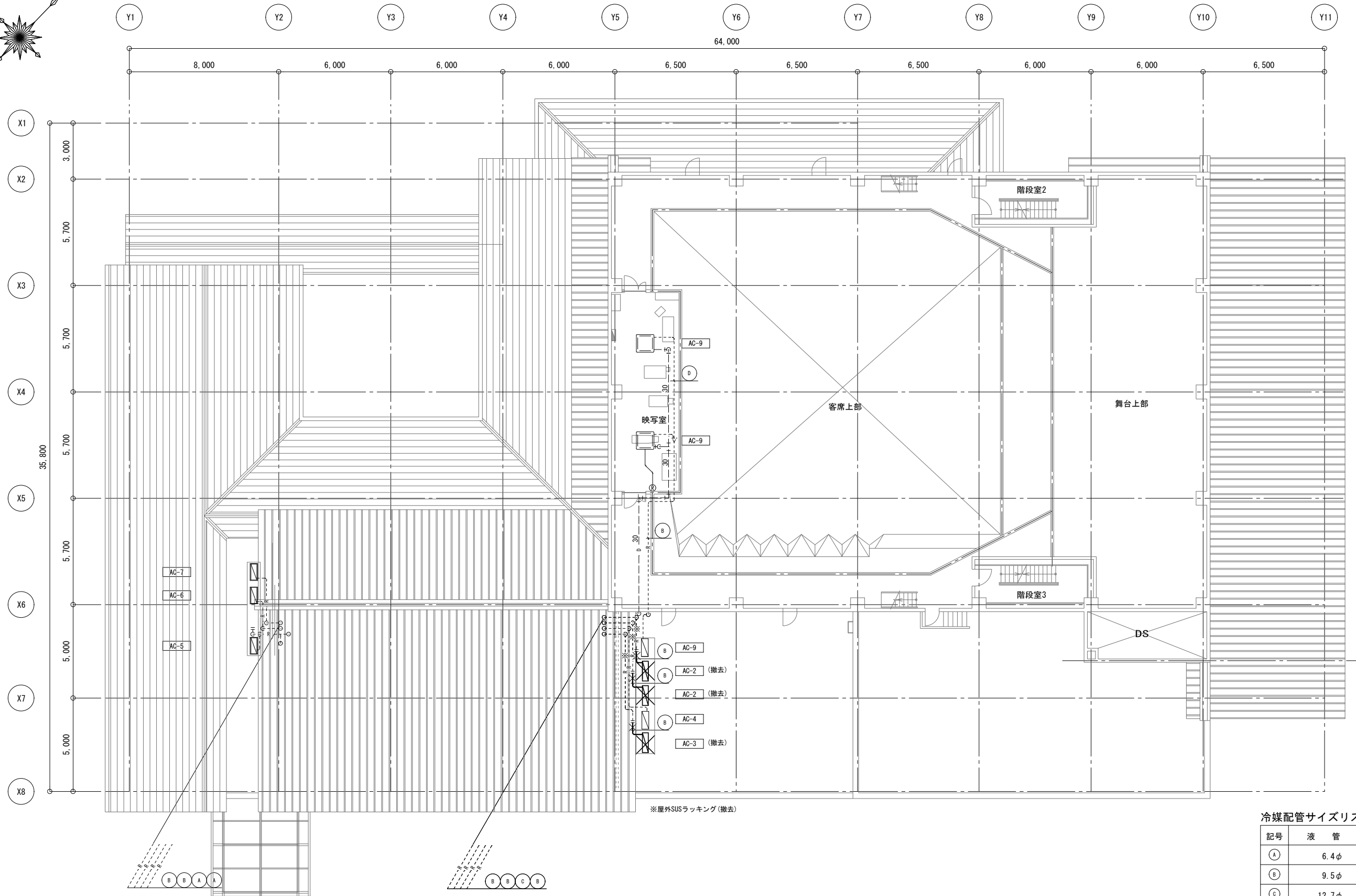
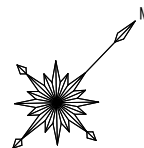
品 目	機 材 名 ・ 注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー、鋳鉄製ボイラー、鋼製小型ボイラー、鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）、無圧式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）
冷凍機	チリングユニット（空気熱源ヒートポンプユニット含む。）、直だき吸収式冷水水機 小形吸収冷水ユニット、遠心冷凍機
冷却塔	
空気調和機	ユニット形空気調和機、ファンコイルユニット（カセット形形）、コンパクト形空気調和機 パッケージ形空気調和機、ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター（バネル形、折込み形、袋形）、自動巻取形エアフィルター、電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器（回転形・静止形）、全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機（多翼形送風機）、斜流送風機、軸流送風機、消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ、立形遠心ポンプ、水中モーターポンプ（汚水用、雑排水用、汚物用）
ダクト付属品	吹出口・吸込口、風量ユニット（定風量・変風量）
自動制御システム	
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形、ボルト組立形） 密閉形隔膜式膨脹タンク（空調用） 密閉形隔膜式膨脹タンク（給湯用）
中央監視制御装置	
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム
鋳鉄製ふた	マンホールふた、弁柵ふた

—— R ——	冷媒管
—— D ——	ドレン管
---- D ----	ドレン管（土間・ビット）
▽	冷媒分岐管
—×—×—	撤去配管
-----	現状維持、存置配管
----- ——	配管切断または接続箇所



冷媒配管サイズリスト		
記号	液 管	ガ ス 管
A	6.4φ	15.9φ
B	9.5φ	19.1φ
C	12.7φ	25.4φ
D	9.5φ	15.9φ
E	6.4φ	12.7φ

◎ はリモコンスイッチ新設を示す

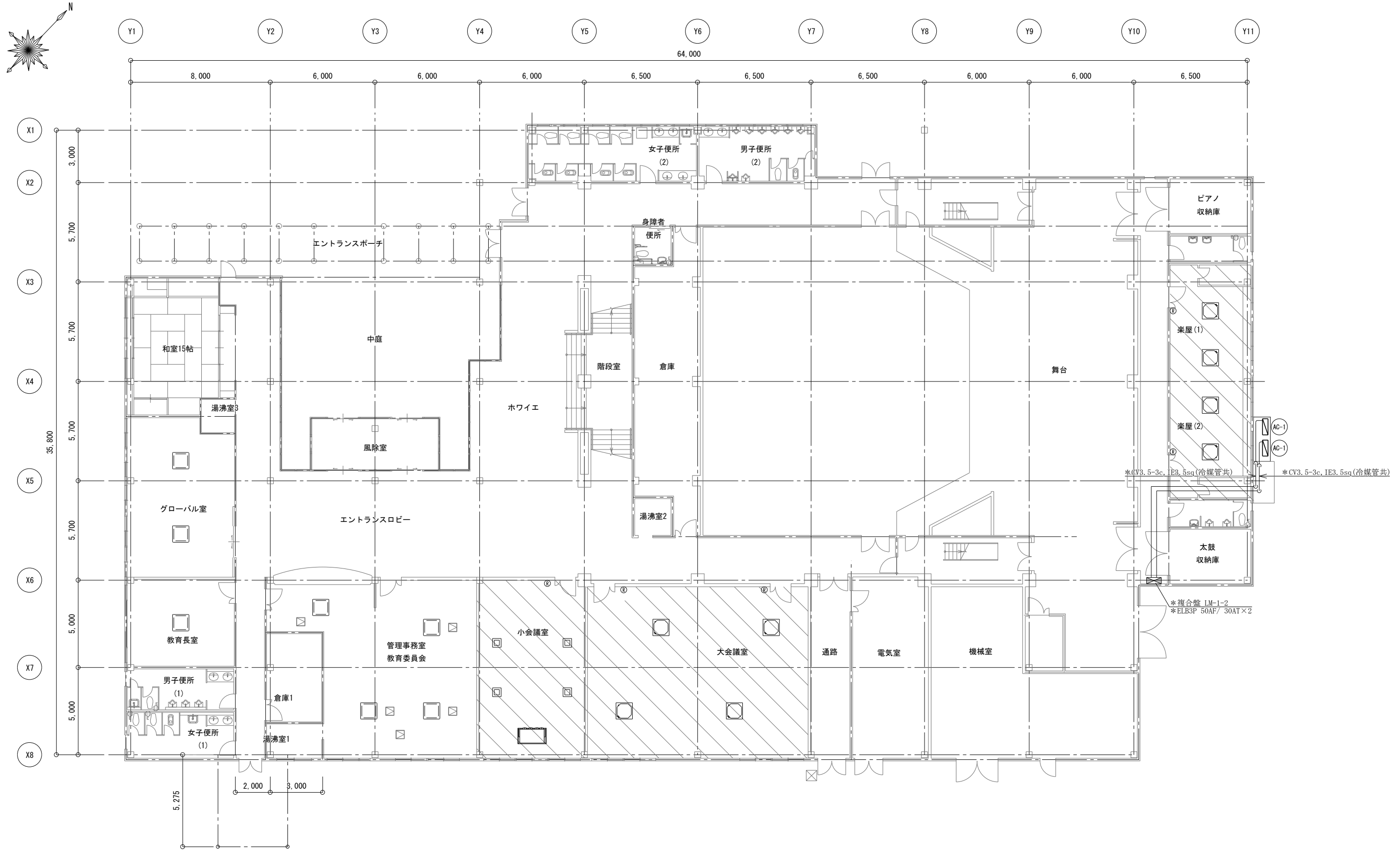


冷媒配管サイズリスト		
記号	液 管	ガ ス 管
Ⓐ	6.4φ	15.9φ
Ⓑ	9.5φ	19.1φ
Ⓒ	12.7φ	25.4φ
Ⓓ	9.5φ	15.9φ

工 事 名 称	令和 7 年度 海南文化館大会議室他空調設備改修工事	図 名	空調設備 既設 3 階平面図			株式会社 西 田 設 計		1 級建築士登録 第 284578 号 山 田 学					図 番
		縮 尺	1/150 (A-2)	年 月	R7・8	〒 770-0941 徳島市中昭和町 2 - 2 3 - 2 T E L (088) 654-7766 (代) ・ F A X (088) 654-7769							C-05

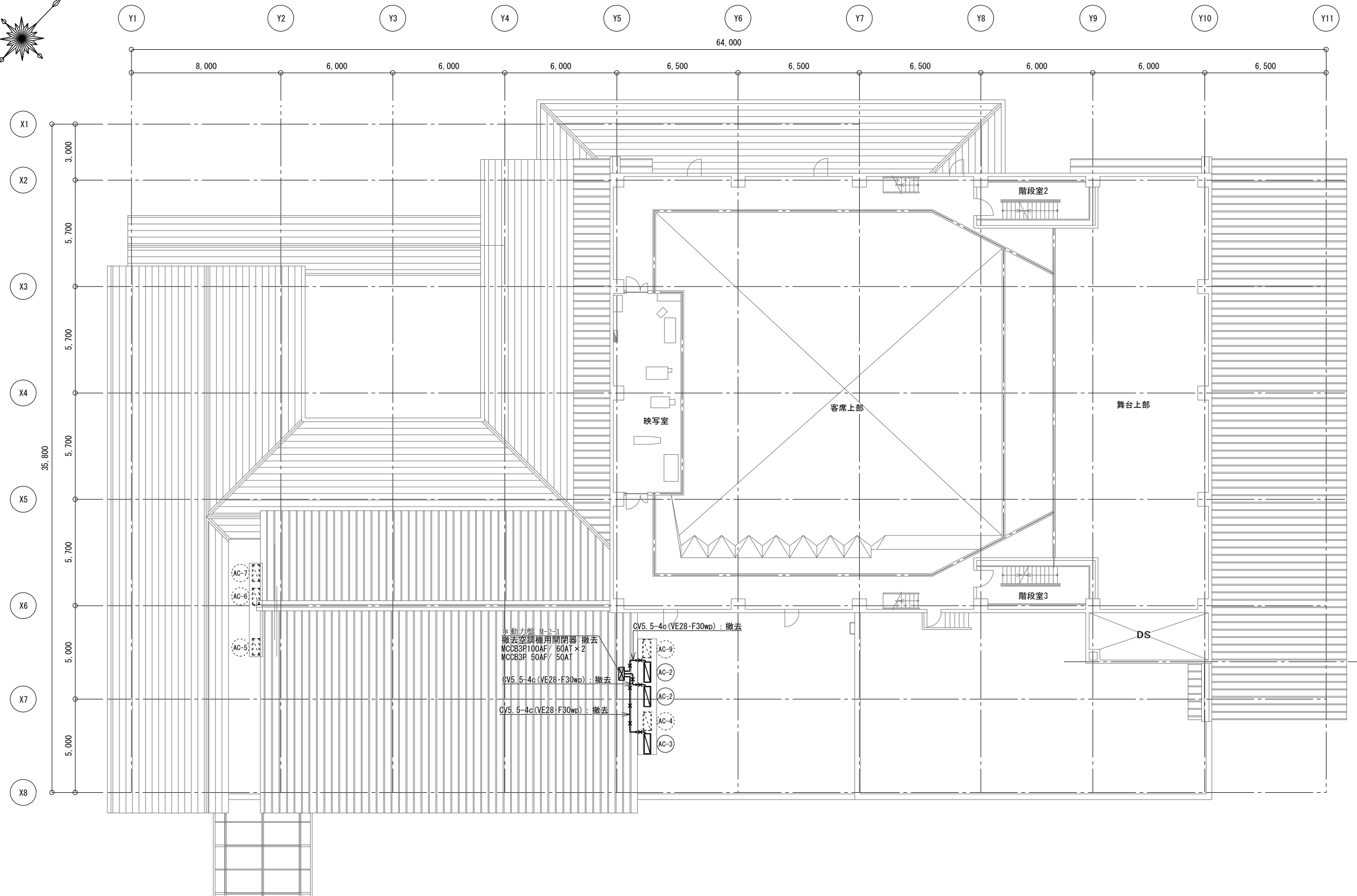
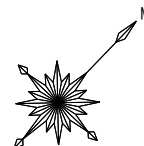


屋外露出冷媒管保護要領参考図		Non		室外機(地上)設置要領参考図		Non		室外機(屋上)設置要領参考図		Non																															
エアコン配線要領参考図		Non																																							
<table><tr><th>記号</th><th>種類</th><th>電気</th><th>空調</th><th>線種</th><th>備考</th></tr><tr><td>Ⓐ</td><td>主電源</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>Ⓑ</td><td>室内外渡り線</td><td></td><td>○</td><td>EM-EEF1.6mm-3c、E1.6mm</td><td>既設流用</td></tr><tr><td>Ⓑ'</td><td>室内内渡り線</td><td></td><td>○</td><td>EM-EEF1.6mm-2c、E1.6mm</td><td>既設流用</td></tr><tr><td>Ⓒ</td><td>リモコン線、渡り線</td><td></td><td>○</td><td>EM-CEE1.25mm2-2c</td><td>既設流用</td></tr></table>				記号	種類	電気	空調	線種	備考	Ⓐ	主電源	○				Ⓑ	室内外渡り線		○	EM-EEF1.6mm-3c、E1.6mm	既設流用	Ⓑ'	室内内渡り線		○	EM-EEF1.6mm-2c、E1.6mm	既設流用	Ⓒ	リモコン線、渡り線		○	EM-CEE1.25mm2-2c	既設流用								
記号	種類	電気	空調	線種	備考																																				
Ⓐ	主電源	○																																							
Ⓑ	室内外渡り線		○	EM-EEF1.6mm-3c、E1.6mm	既設流用																																				
Ⓑ'	室内内渡り線		○	EM-EEF1.6mm-2c、E1.6mm	既設流用																																				
Ⓒ	リモコン線、渡り線		○	EM-CEE1.25mm2-2c	既設流用																																				
室内外渡り線は冷媒管共巻き施工とする																																									
		工 事 名 称		令和 7 年度 海南文化館大会議室他空調設備改修工事		図 名		空調設備 各参考図		株式会社 西 田 設 計		1級建築士登録 第 284578 号 山 田 学				図 番 C-07																									
						縮 尺		NON (A-2)		年 月		R7・8		〒 770-0941 徳島市中昭和町 2-23-2 T E L (088) 654-7766 (代) ・ F A X (088) 654-7769																											



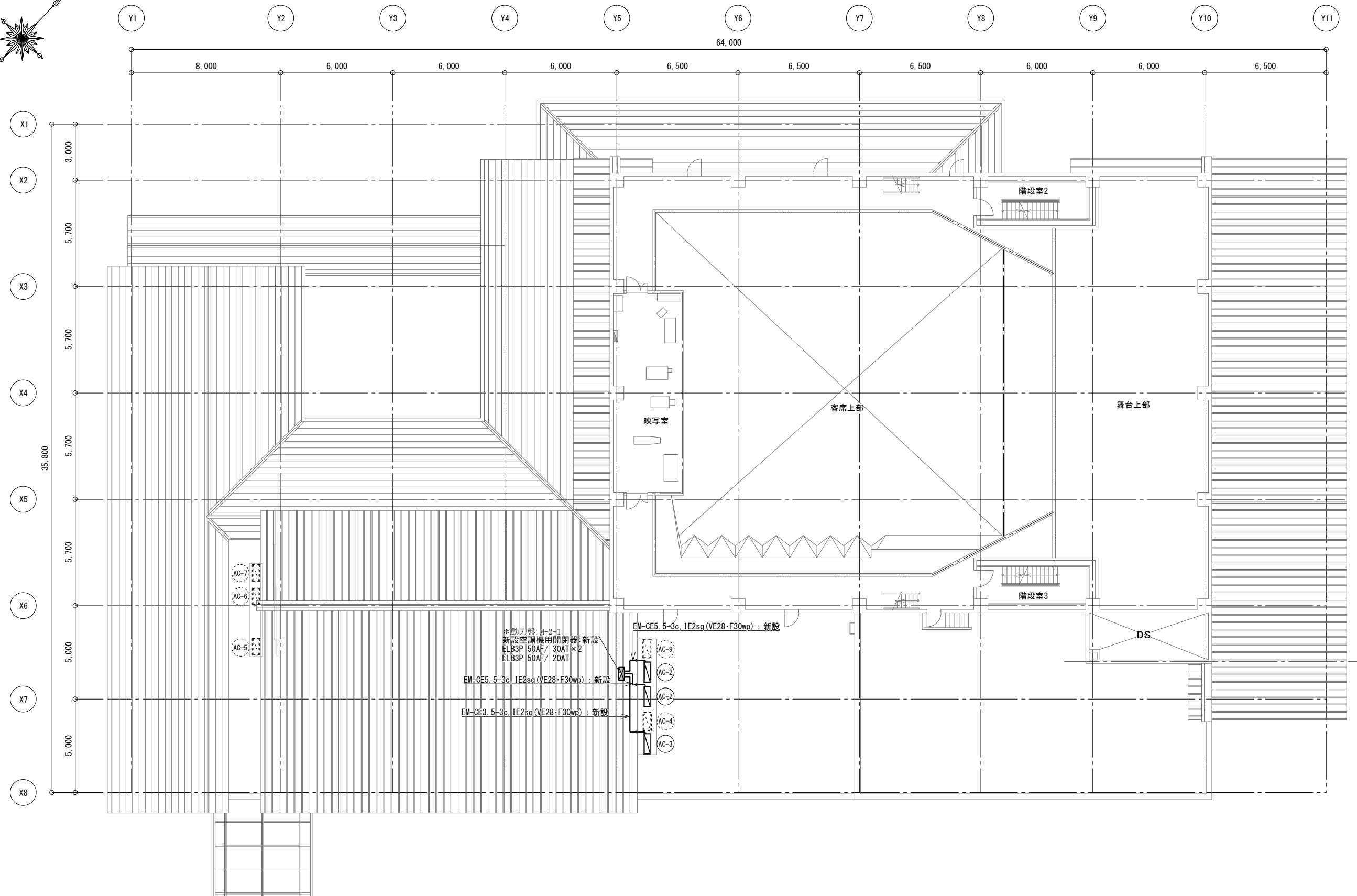
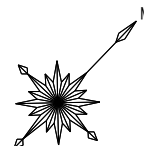
(特 記) 図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す
図中に示す電気設備の *印 は現況や既存品流用等を示す

工 事 名 称	令和 7 年度 海南文化館大会議室他空調設備改修工事	図 名	電気設備 1 階平面図		株式会社 西 田 設 計		1 級建築士登録 第 284578 号				図 番
		縮 尺	1/150 (A-2)	年 月	R7・ 7	〒 770-0941 徳島市中昭和町 2-23-2 T E L (088) 654-7766 (代) ・ F A X (088) 654-7769	山 田 学				C-08



(特 記) 図中に示す電気設備の × 印 は撤去工事を示す
図中に示す電気設備の * 印 は現況や既存品流用等を示す

工 事 名 称	令和 7 年度 海南文化館大会議室他空調設備改修工事	図 名	電気設備 既設 3 階平面図		株式会社 西 田 設 計		1 級建築士登録 第 284578 号 山 田 学					図 番 C-09
			縮 尺	1/150 (A-2)	年 月	R7・7	〒 770-0941 徳島市中昭和町 2-23-2 T E L (088) 654-7766 (代) ・ F A X (088) 654-7769					



(特 記) 図中に示す電気設備の × 印 は撤去工事を示す
図中に示す電気設備の * 印 は現況や既存品流用等を示す

工 事 名 称	令和 7 年度 海南文化館大会議室他空調設備改修工事	図 名	電気設備 改修 3 階平面図		株式会社 西 田 設 計		1 級建築士登録 第 284578 号 山 田 学					図 番 C-10
			縮 尺	1/150 (A-2)	年 月	R7・7	〒 770-0941 徳島市中昭和町 2-23-2 T E L (088) 654-7766 (代) ・ F A X (088) 654-7769					